

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業委託仕様書

1 事業目的

Velo-city 開催地で世界から注目される松山市、しまなみ海道を有し外国人の自転車利用の増加が見込まれる今治市の高校生等を対象に、地元の特色を踏まえた自転車を活用したまちづくりや、外国人に対する正しい自転車利用方法の理解促進の方策等について、テーマを設定し継続的に研究する機会を設ける。

また、実施状況や成果等を定期的にノッてる！えひめ HP・SNS 等の既存媒体を活用して紹介することで、県民全体への理解促進・機運醸成を図る。

【用語の説明】

- ・ルール：交通信号機や道路標識の遵守等、公道を通行するうえで守るべきことが法令等に明記されていること。
- ・マナー：法令等に明文化されておらず、義務化されていないが、実践することでより安全・快適に通行できる行動。特に、自転車の利用に当たっては、歩行者や他の車両に配慮した通行の心掛け。

2 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 事業費

金2,794,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 事業内容

以下（１）～（３）の内容による高校生や地域住民を対象としたワークショップ等の開催に必要な一切の業務を行う。留意事項は次のとおり。

〔留意事項〕

- ・本事業で明らかとなった課題に対してテーマを設定し継続的に研究を進める想定。
- ・開催方法（開催時期、開催場所、開催内容等）について提案すること。
- ・業務の実施に係る事故等に備え、参加者及びスタッフに対して損害保険への加入を行うこと。

（１）道路交通法等の安全教育

- ア 対象者：県内（松山、今治）の高校生や地域住民
- イ 実施回数：各１回 ※２箇所（松山、今治）×１回
- ウ 講師等：専門家を招請すること
- エ 内容（例示）：自転車等に関する道路交通法の理解、車道走行、左側走行等の基本的なルールの成り立ち

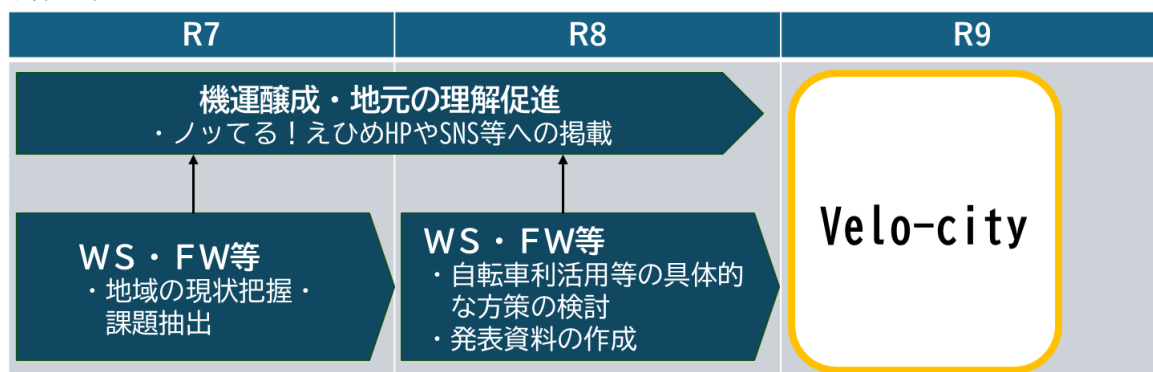
（２）フィールドワーク（FW）

- ア 対象者：県内（松山、今治）の高校生や地域住民
- イ 実施回数：各１回 ※２箇所（松山、今治）×１回
- ウ 講師等：専門家を招請すること
- エ 内容（例示）：通学、通勤路を含めた地元の走行環境の危険箇所等の確認、事故マップや事故状況の確認、起こり得る事故の想定

（３）ワークショップ（WS）

- ア 対象者：県内（松山、今治）の高校生や地域住民
- イ 実施回数：各１回 ※２箇所（松山、今治）×１回
- ウ 講師等：専門家を招請すること
- エ 内容（例示）：フィールドワーク（FW）を踏まえての対応、自転車安全利用、及び利活用推進方策の検討等に向けた課題抽出

○事業展開イメージ



5 成果品の提出

受託者は、事業終了後、下記により速やかに事業実績報告書（様式任意）を提出すること。
同報告書には、Velo-cityに向けた若者等による自転車活用推進事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会事務局
(愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局自転車新文化推進課)

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は協会が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協会と受託者で協議の上、処理することとする。

7 その他留意事項

- (1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車（E-BIKEなど）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (2) 事業の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けること。特に、交通法規に関わる内容は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。
- (3) 個人情報取得する場合における取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、協会と受託者で協議の上、処理すること。
- (5) 上記にかかわらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要となるものは、本業務に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号

に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。